

資料編

1. 計画の策定経過

日時	内容
令和5年8月～9月	・アンケート調査の設計、実施等
令和5年10月27日	第1回策定委員会の開催 【議題】(1) 計画策定の概要の説明 (2) 障がい福祉に関する現状の報告 (3) 各種調査の実施概要および集計結果の報告 (4) 策定スケジュールの説明
令和5年11月	・アンケート調査報告書 ・事業者対象調査の実施 ・ニーズ量、必要見込量、目標値等の設定 ・計画骨子案・素案の作成
令和5年12月26日	第2回策定委員会の開催 【議題】(1) 各種調査結果の説明 (2) 計画素案の説明
令和6年1月～2月	・素案の検討 ・概要版の作成
令和6年2月5日 ～2月14日	パブリックコメントの実施
令和6年3月25日	第3回策定委員会の開催 【議題】(1) パブリックコメント実施結果の報告 (2) 第2期竜王町障がい者計画の期間延長について (3) 計画最終案の検討

2. 竜王町障害福祉計画策定委員会 委員名簿

(敬称略、順不同)

役職	組織	氏名	所属等
第1号委員	行政	井上 広法	滋賀県東近江健康福祉事務所
第2号委員	権利擁護 サービス提供事業所	真鍋 崇	社会福祉法人 竜王町社会福祉協議会
第2号委員	サービス提供事業所	島田 和典	社会福祉法人やまびこ福祉会
第2号委員	相談支援事業所	藤宮 祐憲	社会福祉法人蒲生野会 東近江地域障害者生活支援センター 桜川
第2号委員	相談支援事業所	大澤 充	社会福祉法人きぼう 地域生活支援センター ふらっと
第3号委員	子育て支援学童代表 相談支援事業所	小川 岳彦	NPO 法人竜王子育てネットワーク 相談支援事業所コトノハ
第3号委員	企業	瀧本 英司	滋賀積水樹脂株式会社
第3号委員	家族代表	西村 明夫	NPO 法人 外出支援ボランティア スマイル
第3号委員	家族代表	古株 鉄也	
第3号委員	住民代表	吉田 尚子	

3. 竜王町障害福祉計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 4 月 1 日告示第 60 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日告示第 72 号

令和 4 年 3 月 31 日告示第 84 号

(設置)

第 1 条 障害者が地域においていきいき暮らせる社会の実現をめざして、本町における障害福祉対策および障害者福祉サービスのあり方についてその調査研究を行うため、竜王町障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査研究を行い、町長に提言する。

- (1) 障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者基本計画の策定に関すること。
- (3) その他関連施策で必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員 10 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、1 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 4 条 委員会に会長および副会長をおく。

2 会長および副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 会長は、委員会に諮って、会議を公開することができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、関係者および専門家の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

2 部会は委員をもって組織し、部会長および副部会長は、当該部会を構成する委員の互選により、これを定める。

3 部会長は、部会における調査研究等の経過および結果を会議に報告するものとする。

(顧問および参与)

第7条 委員会に顧問および参与をおくことができる。

2 顧問および参与は、町長が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、自立支援課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成29年3月31日告示第72号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

付 則(令和4年3月31日告示第84号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

4. 用語解説

あ

◆医療的ケア

たんの吸引や経管栄養の注入等、家族や看護師が日常的に行っている医療的介助行為。

◆インクルージョン

「包括的な」「包み込む」という意味。介護や障がいなどの有無を問わず、すべての人が差別なく受け入れられる社会。社会的包摂ともいう。

か

◆基幹相談支援センター

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職が、地域で暮らす障がいのある人やその家族への総合相談や専門相談に応じるほか、権利擁護・虐待防止のための普及・啓発等の業務を行う専門機関。

◆強度行動障がい

自身の身体や他人への危険な行動等が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

◆権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がいのある人に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。

◆合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化等、適度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

さ

◆災害時要援護者

災害時に自力での避難が困難な障がいのある人や高齢者等で、同居親族等による避難支援が受けられず、現に避難支援が必要な人。

◆児童発達支援センター

障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

◆障害福祉サービス

個々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定を行う支援。介護の支援を受ける「介護給付サービス」と訓練の支援を受ける「訓練等

給付サービス」がある。

◆自立支援協議会

相談支援事業を適切に運営するとともに、障害福祉を進める仕組みづくりに関する協議を行う場として、当事者団体、保健・医療・福祉・保育・教育・就労等の関係機関、行政等で構成する協議会。

◆成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を法的に保護し、支援するため、平成 12 年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。

た

◆地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制。

◆地域生活支援事業

障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、市町村や都道府県が柔軟な形態により計画的に実施する事業。

◆地域包括ケアシステム

主に介護・高齢者福祉分野で進められている取組であるが、高齢者だけでなく、子育て世帯、障がいのある人を含むその地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「予防・保健」「生活支援・福祉サービス」「住まいと住まい方」といった5つの分野からの支援を一体的に提供する仕組みのこと。

な

◆ノーマライゼーション

1960 年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の一つ。障がいのある人や高齢者等社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべきノーマル（正常）な姿であるとする考え方。またその実現に向けた運動や施策等も含まれる。

は

◆発達障害

アスペルガー症候群をはじめとした広汎性発達障害、学習症（LD）、注意欠陥多動症（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。

◆バリアフリー

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営むうえでの様々な障壁（バリア）となるものを取りのぞくこと。

◆ピアサポート

医療・心理・福祉等の専門家による相談活動ではなく、同じ問題・課題・不安等を共有する仲間（ピア）の間で、相互的に助け合うこと。

◆ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性を踏まえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするトレーニングのこと。

◆ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者等を、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、プログラムのこと。

◆ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。同じような発達障がいのある子どもを持つ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報の提供等を行う。

ら

◆リハビリテーション

障がいのある人の身体・精神を社会環境に適応するため訓練を行うことだけでなく、障がいのある人の周囲の環境や社会を変えることで、再び社会参加できることを保障しようとする考え方。

第 7 期竜王町障がい福祉計画 および第 3 期竜王町障がい児福祉計画

発行日：令和 6 年 3 月

発行：竜王町 自立支援課 障がい福祉係

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口 3 番地

TEL：0748-58-5323 FAX：0748-58-5324